人種差別撤廃委員会の総括所見(CERD/C/JPN/CO/7-9)に対する日本政府コメント

パラ18

委員会は、締約国に直ちに以下の行動を取ることを要請する:

(a) 日本軍による慰安婦の権利侵害に関する調査を終わらせること。そして、人権侵害の責任 者を裁判にかけること。

(b) 慰安婦問題に関する包括的,公正及び永続的な解決を追求すること。これには,全ての生存している慰安婦あるいはその家族への誠実な謝罪表明及び適切な補償の提供を含む。

(c) いかなる名誉毀損の試みあるいはそのような事象の否定を非難すること。

1. 人種差別撤廃条約は、日本が同条約を締結(1995年)する以前に生じた問題に 対して遡って適用されないため、慰安婦問題を同条約の実施状況の報告において取り上 げることは適切ではないというのが日本政府の基本的な考え方である。

2. また, 2015年11月2日に行われた日韓首脳会談において, 依然として慰安婦 問題が, 日韓関係の発展に影響を与えているとの認識を踏まえ, 日韓両国政府は, 本件 に関する協議を今後も継続し, できるだけ早期に妥結するため, 協議を加速化させるこ とで一致した。その後, 両国外交当局の局長協議等を集中的に行い, 同年12月28日, ソウルにて日韓外相会談が開催され, 両外相は両国の合意内容(別添)について共同記 者発表を行った。また, 同日後刻, 日韓首脳電話会談が行われ, 日韓両首脳はその合意 を確認した。日韓合意を受け, 2016年7月28日, 韓国政府が元慰安婦の方々のた めの事業を実施する財団を設立し, 8月31日, 日本政府は同財団に対し10億円の支 出を行ったところ。日韓両政府は, 既に高齢な元慰安婦のためにも, 両政府で協力し, 合意を引き続き誠実に実施していく。

3. その上で、委員会から勧告を受けている点について、次のとおり回答する。

4.「(a) 日本軍による慰安婦の権利侵害に関する調査を終わらせること。そして,人 権侵害の責任者を裁判にかけること。」について,日本政府は,1990年代初頭以降, 慰安婦問題が日韓間における政治問題として取り上げ始められた際,事実関係に関する 本格的な調査を行った。右調査とは,関係省庁における関連文書の調査,米国国立公文 書館等での文献調査,更には軍関係者や慰安所経営者等各方面への聞き取り調査や挺対 協の証言集の分析等である。第二次世界大戦における日本国民の戦争犯罪に関しては, (1)東京において行われた極東国際軍事裁判所の裁判,(2)東京において行われた いわゆるGHQ裁判及び(3)連合国各国が開いた法廷において行われた裁判があった と承知している。例えば、旧オランダ領東インド(現インドネシア)において、一部の 旧日本軍軍人が上官の命令や本人の同意を条件とする軍の規則に反し、外国人女性に売 春を強要した行為があったが、同事案では、(旧日本)軍は実態を承知した後、同慰安 所を閉鎖しており、この事件に関わった者は、戦後、BC級戦犯裁判で裁かれ、被告1 2名中、1名が死刑、8名が懲役刑の判決を受けた。その上で申し上げれば、個々の事 案の事実関係を含む当時の状況に関する個別具体的な検証を今から遡って政府として 行うことは極めて困難であり、「責任者を裁判にかける」ことは考えていない。

5.「(b) 慰安婦問題に関する包括的,公正及び永続的な解決を追求すること」につい て,先の大戦に関わる賠償並びに財産及び請求権の問題について,日本政府は,米,英, 仏等45か国との間で締結したサンフランシスコ平和条約及びその他二国間の条約等 に従って誠実に対応してきており,これらの条約等の当事国との間では,元慰安婦の問 題を含む個人の請求権の問題について,解決済みである。

6. 特に, 韓国との間では, 日韓請求権協定第2条1が,「両締約国は, 両締約国及び その国民(法人を含む。)の財産, 権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請 求権に関する問題が, 1951年9月8日にサン・フランシスコ市で署名された日本国 との平和条約第4条(a)に規定されたものを含めて, 完全かつ最終的に解決されたこと となることを確認する。」と規定している。

7. その上で、日本政府は、慰安婦問題が政治問題として登場した1990年代から、 外国人元慰安婦に対して、名誉回復と救済措置を積極的に講じてきた。1995年7月 19日、元慰安婦の方々に対する償いや医療福祉支援事業等を行うことを目的に、国民 と政府が協力して「アジア女性基金(AWF)」が設立された。AWFには、日本政府が 48億円を出資し、また、日本人一般市民から約6億円の募金が寄せられた。

8. AWFは、具体的には、韓国、フィリピン、台湾の元慰安婦(各政府・当局によっ て認定され、かつ本人が受取りを望んだ方々)に対し、「償い金」(一人当たり200万 円)をお渡しし、最終的に285名(フィリピン211名、韓国61名、台湾13名) の元慰安婦が受け取った。また、AWFは、右に加えて、上記のそれぞれの国・地域に おいて、医療・福祉支援事業として一人当たり300万円(韓国・台湾)、120万円 (フィリピン)を支給した(「償い金」と「医療・福祉支援事業」の合計金額は、一人当 たり500万円(韓国・台湾)、320万円(フィリピン))。インドネシアにおいては、 高齢者用の福祉施設を整備するために財政支援を実施し、また、オランダにおいては、 元慰安婦の生活状況の改善を支援するための事業に財政支援を行った。このように、A WFは、元慰安婦の方々への医療・福祉支援事業(総額約11億2,200万円)や国 民からの募金に基づく「償い金」の支給等の基金事業に対して献身的な努力を行ってき た。

9. AWFから個々の慰安婦に対して「償い金」及び医療・福祉支援が提供された際, その当時の内閣総理大臣(橋本龍太郎内閣総理大臣,小渕恵三内閣総理大臣,森喜朗内 閣総理大臣及び小泉純一郎内閣総理大臣)は,自筆の署名を付したお詫びと反省を表明 した手紙をそれぞれの元慰安婦に直接送った(別添参照)。

10. AWFは2007年3月に解散したが,現在も,日本政府はAWFのフォローア ップ事業を行い,心身にわたり癒やし難い傷を受けた元慰安婦の方々に寄り添い,その 生活状況の改善を支援している。このように,日本政府及び日本国民の善意と真摯な気 持ちを少しでも元慰安婦に届けられるよう官民が協力して立ち上げ,多くの元慰安婦に その思いを伝えた「アジア女性基金 (AWF)」の献身的な取組は,決して歴史の中に 埋もれさせてはならないと考える。

11.その上で、2.で述べた昨年末の合意により、日韓両国政府は、慰安婦問題が「最終的かつ不可逆的に解決される」ことを確認した。

12.「(c) いかなる名誉毀損の試みあるいはそのような事象の否定を非難すること。」 について、日本政府としては、慰安婦問題を否定したり、矮小化したりする意図は毛頭 ない。戦後70年という節目に当たり、2015年8月14日に発表された内閣総理大 臣談話において、安倍総理大臣は、「20世紀において、戦時下、多くの女性たちの尊 厳や名誉が深く傷つけられた過去を、この胸に刻み続けます」、「21世紀こそ、女性の 人権が傷つけられることのない世紀とするため、世界をリードしてまいります」との決 意を示している。

(了)

日韓両外相共同記者発表

1. 岸田外務大臣

日韓間の慰安婦問題については、これまで、両国局長協議等において、集中的に協議 を行ってきた。その結果に基づき、日本政府として、以下を申し述べる。

①慰安婦問題は、当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題であり、かかる観点から、日本政府は責任を痛感している。

安倍内閣総理大臣は、日本国の内閣総理大臣として改めて、慰安婦として数多の苦痛 を経験され、心身にわたり癒しがたい傷を負われた全ての方々に対し、心からおわびと 反省の気持ちを表明する。

②日本政府は、これまでも本問題に真摯に取り組んできたところ、その経験に立って、 今般、日本政府の予算により、全ての元慰安婦の方々の心の傷を癒やす措置を講じる。 具体的には、韓国政府が、元慰安婦の方々の支援を目的とした財団を設立し、これに日 本政府の予算で資金を一括で拠出し、日韓両政府が協力し、全ての元慰安婦の方々の名 誉と尊厳の回復、心の傷の癒やしのための事業を行うこととする。

③日本政府は上記を表明するとともに、上記②の措置を着実に実施するとの前提で、今回の発表により、この問題が最終的かつ不可逆的に解決されることを確認する。

あわせて、日本政府は、韓国政府と共に、今後、国連等国際社会において、本問題に ついて互いに非難・批判することは控える。

2. 尹(ユン)外交部長官

韓日間の日本軍慰安婦被害者問題については、これまで、両国局長協議等において、

別添1

集中的に協議を行ってきた。その結果に基づき、韓国政府として、以下を申し述べる。

①韓国政府は、日本政府の表明と今回の発表に至るまでの取組を評価し、日本政府が上 記1.②で表明した措置が着実に実施されるとの前提で、今回の発表により、日本政府 と共に、この問題が最終的かつ不可逆的に解決されることを確認する。韓国政府は、日 本政府の実施する措置に協力する。

②韓国政府は、日本政府が在韓国日本大使館前の少女像に対し、公館の安寧・威厳の維持の観点から懸念していることを認知し、韓国政府としても、可能な対応方向について 関連団体との協議を行う等を通じて、適切に解決されるよう努力する。

③韓国政府は、今般日本政府の表明した措置が着実に実施されるとの前提で、日本政府 と共に、今後、国連等国際社会において、本問題について互いに非難・批判することは 控える。 元慰安婦の方々に対する内閣総理大臣の手紙

拝啓

このたび、政府と国民が協力して進めている「女性のためのアジア平和国民基金」を 通じ、元従軍慰安婦の方々へのわが国の国民的な償いが行われるに際し、私の気持ち を表明させていただきます。

いわゆる従軍慰安婦問題は、当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く 傷つけた問題でございました。私は、日本国の内閣総理大臣として改めて、いわゆる 従軍慰安婦として数多の苦痛を経験され、心身にわたり癒しがたい傷を負われたすべ ての方々に対し、心からおわびと反省の気持ちを申し上げます。

我々は、過去の重みからも未来への責任からも逃げるわけにはまいりません。わが国 としては、道義的な責任を痛感しつつ、おわびと反省の気持ちを踏まえ、過去の歴史 を直視し、正しくこれを後世に伝えるとともに、いわれなき暴力など女性の名誉と尊 厳に関わる諸問題にも積極的に取り組んでいかなければならないと考えております。

末筆ながら、皆様方のこれからの人生が安らかなものとなりますよう、心からお祈り しております。

敬具

日本国内閣総理大臣